

第2号議案

知事の専決処分に対する意見について

知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により専決処分を行う教育委員会関係の事案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成27年12月1日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 専決処分の内容

工事請負契約の変更について

- (1) 広島県立芦品まなび学園高等学校校舎（39号棟）改築その他工事・・・P1～5
- (2) 広島県立吉田高等学校校舎（4号棟）改築工事……………P6～10

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

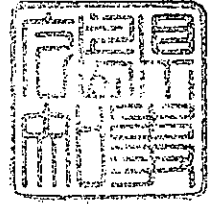
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

平成 27 年 11 月 17 日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(都市計画課)



議案に対する意見について (照会)

別紙のとおり、広島県立芦品まなび学園高等学校校舎(39号棟)改築その他工事の請負契約の請負金額を変更することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

報第〇号

工事請負契約の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

平成二十七年十二月〇日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 専決処分の内容

平成二十六年県第九十一号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立芦品まなび学園高等学校校舎（三十九号棟）改築その他工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「三 請負金額 五六八、〇八〇、〇〇〇円」を「三 請負金額 五八九、九三四、八八〇円」に改める。

二 専決処分年月日

平成二十七年〇月〇日

(参考事項)

平成二十六年県第九十一号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立
芦品まなび学園高等学校校舎(三十九号棟)改築その他工事の請負契約については、労務
単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分を
した。

(報第〇号)

工事請負契約の変更について

(都市計画課)

一 専決処分をした理由

平成二十六年県第九十一号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立芦品まなび学園高等学校校舎(三十九号棟)改築その他工事の請負契約について、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第八十条第一項の規定により専決処分をした。

二 専決処分の内容

| 現請負金額 | 変更請負金額 | 増加額 | 増加理由 |
|--------------|--------------|-------------|--------------------------------|
| 五六八、〇八〇、〇〇〇円 | 五八九、九三四、八八〇円 | 二一、八五四、八八〇円 | 請負契約約款の規定に基づき設計金額を変更する必要が生じたため |

三 専決処分年月日

平成二十七年●月●日

四 根拠法令

1 地方自治法

第八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

2 知事の専決処分事項

第七号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年広島県条例第二十九号)第二条の規定により、議会の議決を得た契約について、二千五百万円以内の請負金額を変更する契約を締結すること。

五 参考

平成二十六年県第九十一号議案の内容

- 1 工事名 広島県立芦品まなび学園高等学校校舎(三十九号棟)改築その他工事
- 2 工事場所 福山市新市町戸手
- 3 請負金額 五六八、〇八〇、〇〇〇円
- 4 請負者 福山市地吹町一八番一六号

占部建設工業株式会社

福山市明神町一丁目五番四二号

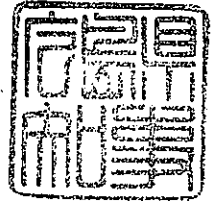
株式会社 武田組

5 工 期 議決の日(平成二十六年十月三日)の翌日から
平成二十八年三月十日まで

平成 27 年 11 月 5 日

教 育 委 員 会 様

知 事
(都市計画課)



議案に対する意見について (照会)

別紙のとおり、広島県立吉田高等学校校舎（4号棟）改築工事の請負契約の請負金額を変更することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

報第〇号

工事請負契約の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第二項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

平成二十七年十二月〇日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 専決処分の内容

平成二十六年県第百十九号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立吉田高等学校校舎（四号棟）改築工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「三 請負金額 六三四、七二六、〇〇〇円」を「三 請負金額 六五九、四一七、七六〇円」に改める。

二 専決処分年月日

平成二十七年〇月〇日

(参考事項)

平成二十六年県第百十九号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立吉田高等学校校舎(四号棟)改築工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要性が生じたので、専決処分をした。

(報第〇号)

工事請負契約の変更について

(都市計画課)

一 専決処分をした理由

平成二十六年県第百十九号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立吉田高等学校校舎(四号棟)改築工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、地方自治法第八十条第二項の規定により専決処分をした。

二 専決処分の内容

| 現請負金額 | 変更請負金額 | 増加額 | 増加理由 |
|--------------|--------------|-------------|-------------------------------|
| 六三四、七一六、〇〇〇円 | 六五九、四一七、七六〇円 | 二四、七〇一、七六〇円 | 請負契約約款の規定に基づき設計金額を変更する必要があるため |

三 専決処分年月日

平成二十七年●月●日

四 根拠法令

1 地方自治法

第八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

2 知事の専決処分手項

第七号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年広島県条例第二十九号)第二条の規定により、議会の議決を得た契約について二千五百万円以内の請負金額を変更する契約を締結すること。

五 参考

平成二十六年県第百十九号議案の内容

- 1 工事名 広島県立吉田高等学校校舎(四号棟)改築工事
- 2 工事場所 安芸高田市吉田町吉田
- 3 請負金額 六三四、七一六、〇〇〇円
- 4 請負者 広島市中区平野町一番一六号

株式会社 砂原組

安芸高田市高宮町房後二二五番地の二〇

株式会社 和田組

5 工 期 議決の日(平成二十六年十二月十七日)の翌日から
平成二十八年三月十八日まで